

(次期)北九州市障害者支援計画 基本目標 事業(案)

# 基本目標 1 : 生涯を通じた支援体制の整備

## 施策の方向性 : 1 相談システムの構築

### 【1 - a】 基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
1	本掲	【新規】新たな障害者相談支援体制の構築	北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、(仮称)障害者総合相談支援センターとして再整備を行い、出前相談を基本とした障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制を構築します。
2	本掲	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員のレベルアップを図るため、研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣します。
3		出張所における保健福祉相談事業	市民サービスの向上を図るため、曾根、折尾、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉等に関する相談対応や、申請書の受付を行います。
4		障害者福祉に係る専門的・技術的指導	障害者への福祉サービス向上のため、区窓口担当者へ専門的な研修を行います。
5	本掲	【新規】市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	市内相談支援事業所の職員が障害者・児の自立した生活を支え、障害者・児の抱える課題の解決やサービス利用に向けて、きめ細やかなケアマネジメントが適切に行えるよう、資質の向上を図る研修を実施します。
6	本掲	精神保健福祉に関する教育研修	社会復帰施設、小規模共同作業所、病院など地域における支援者及び精神保健福祉業務に関わる行政職員を対象に、精神障害についての知識や対応方法などの研修を実施します。
7	本掲	【新規】発達障害児者支援機関ネットワークの構築	発達障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う「(仮称)発達障害児者支援機関連絡調整会議」を定期的に関催し、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
8	本掲	【拡充】ピアカウンセ リング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行います。
9		身体・知的障害者相 談員の配置	障害のある人の地域活動を推進するため、身体・知的障害者の相談対応や必要な指導・援助の担い手となる身体・知的障害者相談員を配置します。
10	本掲	北九州市障害者自 立支援協議会の運 営	地域の関係機関によるネットワークの構築や解決が困難な事例への対応のあり方等に関して、行政と民間が協議や連携を進めるための場である「北九州市障害者自立支援協議会」の運営を行います。

## 【1 - b】 サービス利用計画の適切な実施

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
1	再掲	【新規】新たな障害者相談支援体制の構築	北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、(仮称)障害者総合相談支援センターとして再整備を行い、出前相談を基本とした障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制を構築します。
2	再掲	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員のレベルアップを図るため、研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣します。
5	再掲	【新規】市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	市内相談支援事業所の職員が障害者・児の自立した生活を支え、障害者・児の抱える課題の解決やサービス利用に向けて、きめ細やかなケアマネジメントが適切に行えるよう、資質の向上を図る研修を実施します。

## 施策の方向性：2 早期発見・療育体制の整備

### 【2 - a】 医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
11		自立支援医療(育成医療) (母子公費負担医療費助成および医療給付)	身体障害者福祉法に規定されている身体障害(肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害など)を有する児童、若しくは現在の状態を放置しておくことで将来に障害をきたす児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関で必要な医療の給付(医療用の装具の交付・修理を含む)を行います。
12		障害児福祉手当	日常生活において、常時特別な介護を要する20歳未満の在宅の重度障害児に対し、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため手当を支給します。
13		在宅心身障害児(者)家庭訪問指導事業	在宅の心身障害児・者及びその保護者を対象に、定期的な家庭訪問を行い、個人やグループなどへの生活指導、療育訓練等を行います。
14		おもちゃライブラリーの運営	市内4か所のおもちゃライブラリーにおいて、おもちゃの貸出、相談等を行います。
15		障害児施設給付費	児童福祉法に基づき、障害児を児童福祉施設へ入所又は通所させる場合に、その児童の処遇について、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用を施設に対して支給します。
16		障害児施設の運営	市立の障害児施設等の運営について、専門性を有する社会福祉法人等の民間活力を導入し、施設の適正な運営や児童の処遇の向上を図ります。
17		民間障害児施設運営補助	民間障害児施設の円滑な運営を図るため、施設の運営に対して補助を行います。
18	本掲	乳幼児発達相談指導事業 (わいわい子育て相談)	発達障害を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援するため、心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士・保健師等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応します。 また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する「親子遊び教室」を実施します。
19		新生児聴覚検査事業	聴覚の障害を早期に発見し療育を開始することで、コミュニケーション形成や言語発達に効果が得られるため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成します。 また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療育に取り組むための支援を行います。

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
20	本掲	【拡充】 発達障害者総合支 援事業	発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」の開催などを行います。 また、「発達障害シンポジウム」の開催や、「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。
21	本掲	日中一時支援事業 (放課後対策)	障害のある小中高生が、特別支援学校の放課後に活動する場を確保することにより、障害のある子どもを持つ保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。
22	本掲	日中一時支援事業 (日帰りショートステイ 事業)	保護者の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設等において障害者・児を保護し、保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。
23		障害児保育事業	通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて統合保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行います。 また、障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労を支援するため、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。
24		障害児等療育支援 事業	在宅障害児・者にとって身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障害児施設の療育機能の充実を図り、地域における生活を支えます。
25		【新規】総合療育セ ンター再整備検討事 業	平成22年10月、北九州市総合的な療育のあり方検討会から「総合療育センターの機能充実のため、必要な医師等人員の確保や病棟・外来等の施設の整備等について、検討する」との報告がなされたことを受け、総合療育センターの再整備を検討します。
26		総合療育センター医 療機器整備	障害児療育の拠点である総合療育センターの機能充実を図るため、医療機器の更新や整備を行います。
1	再掲	【新規】新たな障害 者相談支援体制の 構築	北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、(仮称)障害者総合相談支援センターとして再整備を行い、出前相談を基本とした障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制を構築します。

## 【2 - b】 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容
27	本掲	保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	保育所・幼稚園等と小学校・特別支援学校が、特別な支援が必要な児童についてのケース会議を持ち、就学に向けた入学児童の一人ひとりの引き継ぎ資料等を作成するなど、入学時の連絡体制・情報共有機能を強化します。
28		幼児教育の振興・子育て支援機能の充実	<p>幼児教育の振興と子育て支援機能の強化を図るため、私立幼稚園に対して助成を行います。</p> <p>○幼児教育の振興 幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の指導力、資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修(新採研修等)の実施や研修参加等への補助を行います。</p> <p>○地域における子育て支援機能の強化 未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放、預かり保育事業などの実施を支援するとともに、保育所・幼稚園合同研修(統合保育研修、カウンセリング研修など)を行い、子育て相談機能を高めます。</p>
29	本掲	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	<p>学校・園、特別支援教育相談センターでは、それぞれの機能を活かし、全市的な相談支援体制をつくります。</p> <p>○幼稚園、小・中学校等は、校内支援体制(特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置)を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行います。</p> <p>○特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとして、関係機関と連携し、保育所・幼稚園、小・中学校等への支援を行います。</p> <p>○特別支援教育相談センターは、市内の相談支援機能や関係機関との連携を統括し、より専門的な支援を行います。</p> <p>○特別支援学校・北九州中央高等学園のセンター的機能における高等学校等への相談支援を行います。</p>
30	本掲	特別支援教育相談センターにおける相談事業	<p>特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行います。</p> <p>○巡回相談 ・学校等を訪問し、個別の教育支援計画の作成等について教職員に助言 ・必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携</p> <p>○就学相談 ・障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談</p> <p>○教育相談 ・障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談</p>

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
31	本掲	特別支援学校のセンター的機能の整備	<p>拠点となる特別支援学校に、(仮称)特別支援相談室を置き、他の特別支援学校や関係機関と連携しながら、地域の小・中学校等への助言援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所・幼稚園、小・中学校等への支援</li> <li>○公開講座の開催</li> <li>○教育相談</li> <li>○関係機関との連携</li> </ul>
32		特別支援教育を行う場の整備	<p>特別支援教育を行う場の整備を、障害種別に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学級の設置</li> <li>○通級指導教室の設置</li> <li>○特別支援学校の整備</li> <li>○特別支援学校児童生徒の通学を支援するためのスクールバスの運行</li> </ul>
20	再掲	【拡充】 発達障害者総合支援事業	<p>発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」の開催などを行います。</p> <p>また、「発達障害シンポジウム」の開催や、「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。</p>
7	再掲	【新規】 発達障害児者支援 機関ネットワークの 構築	<p>発達障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う「(仮称)発達障害児者支援機関連絡調整会議」を定期的に開催し、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。</p>
33		障害児の長期休暇対策事業	<p>夏休み期間中に特別支援学校において、自主的な活動をしている団体(PTA・実行委員会等)にボランティアを派遣し、活動を支援します。</p>
21	再掲	日中一時支援事業 (放課後対策)	<p>障害のある小中高生が、特別支援学校の放課後に活動する場を確保することにより、障害のある子どもを持つ保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。</p>
22	再掲	日中一時支援事業 (日帰りショートステイ 事業)	<p>保護者の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設等において障害者・児を保護し、保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。</p>
34		放課後児童クラブの 運営の充実	<p>希望するすべての子どもを受け入れる全児童化に併せ、市民ニーズに応えられるよう放課後児童クラブの運営体制の充実を図ります。</p> <p>全児童化により受け入れが増加する障害のある子どもへの対応が適切に行えるよう研修を充実するとともに、専門的見地から助言・指導を行う巡回カウンセラー(臨床心理士)をクラブに派遣します。</p>

## 施策の方向性：3 充実した福祉サービスの提供

### 【3 - a】 障害福祉サービスの提供等

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容
35		生活介護	昼間、施設において入浴、排泄及び食事等の介護を行うほか、創作的活動・生産活動の機会の提供、機能訓練、生活訓練を実施します。
36		重度障害者訪問給食サービス事業	ひとり暮らしの重度障害のある人(身体・知的・精神)に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることによって、自立を支援するとともに安否確認を行い、異常時の対応を適切かつ速やかに行います。
37		訪問入浴サービス事業	自宅や施設などで入浴することが困難な常時介護を要する重度障害のある人に対し、看護師やヘルパーが乗車した移動入浴車を派遣し、入浴サービスを実施します。
38		心身障害者扶養共済制度	障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害となった時に、障害のある人に対して毎月2万円(2口加入者は4万円)の年金を給付し、保護者の不安の軽減を図ります。
39		重度心身障害者介護見舞金	市内に3か月以上住所を有する重度障害のある人を常時介護している同居人、もしくは常時介護をする人がいない障害のある本人に対し、介護見舞金を支給します。
40		経過的福祉手当	特別障害者手当及び障害基礎年金が創設された際に、従来の福祉手当を受給していた20歳以上の重度障害のある人で、特別障害者手当及び障害基礎年金を受給できなかった人に対し、経過措置として手当を支給します。
41		特別障害者手当	日常生活において、常時特別な介護を要する20歳以上の在宅の重度障害のある人に対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図るため手当を支給します。
42		外国人重度障害者等給付金	国民年金法の改正により、国籍要件が撤廃された後も、制度的に障害基礎年金や老齢基礎年金が支給されない外国人の重度障害のある人や高齢者に対し、国の公的年金制度において解決が図られるまでの間の特別措置として、給付金を支給します。



事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
43	本掲	自立支援医療(更生医療、精神通院医療)	身体障害のある人の身体上の障害を軽減、除去し、日常生活能力等の向上を図るため、指定する医療機関において受けた必要な手術や治療などの医療費等を助成します。(更生医療) また、精神障害のある人に対して、通院による医療費等を助成します。(精神通院医療)
44		補装具給付事業	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付及び修理を行います。
45	本掲	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与します。
46		徘徊高齢者等SOSネットワークシステム	認知症高齢者等が徘徊行動により所在不明となった場合に、警察や郵便局、区役所、タクシー会社などとのネットワークにより、早期発見、早期保護を図ります。
47		自立訓練(機能訓練)	身体障害のある人が自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
48		自立訓練(生活訓練)	知的障害や精神障害のある人が自立した社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
49		就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
50	本掲	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型＝雇车型)
51	本掲	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(B型＝非雇车型)
52		市立障害者施設の運営	市立の障害者施設の運営について、専門性を有する社会福祉法人等の民間活力を導入し、施設の適正な運営やサービスの向上を図ります。

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
53	本掲	障害福祉施設整備	障害のある人の住まいの場や日中活動の場を確保するとともに、その機能の充実を図るため、市立障害福祉施設の修繕・改修及び備品購入などを行います。また、社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の建設や大規模改修を助成します。
54	本掲	【拡充】障害者(児)ホームヘルプサービス ホームヘルプアップ研修事業	ホームヘルパー(有資格者)を対象に、障害のある人に適切な在宅介護サービスが提供されるよう各種障害特性に応じた講義や実技・演習などの研修を実施し、質の向上を図ります。
55		社会福祉施設従事者研修事業	保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において、利用者のニーズにあった質の高いサービス提供が行われるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や、課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修を実施し、従事職員の質の向上を図ります。
5	再掲	【新規】市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	市内相談支援事業所の職員が障害者・児の自立した生活を支え、障害者・児の抱える課題の解決やサービス利用に向けて、きめ細やかなケアマネジメントが適切に行えるよう、資質の向上を図る研修を実施します。
21	再掲	日中一時支援事業(放課後対策)	障害のある小中高生が、特別支援学校の放課後に活動する場を確保することにより、障害のある子どもを持つ保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。
22	再掲	日中一時支援事業(日帰りショートステイ事業)	保護者の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設等において障害者・児を保護し、保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。
56		ホームヘルプサービス事業	日常生活に支障のある障害者・児の家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出支援等のサービスを提供します。
57		短期入所事業	介護者の病気等により、一時的に介護等が受けられなくなった在宅の障害者(児)を預かり、短期間介護等を行います。

### 【3 - b】 施設から在宅への仕組みづくり

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
58		障害のあるホームレスの自立支援	知的障害や精神障害のあるホームレスに対して、ホームレス自立支援センター、区役所・精神保健福祉センター、障害福祉センター、障害者地域生活支援センター、北九州障害者しごとサポートセンターなどの関係機関が連携して自立支援を行います。
59	本掲	【新規】地域相談支援事業	障害のある人が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進します。
60	本掲	施設入所者の地域生活への移行	障害のある人を対象に宿泊体験を実施する事業者に補助金を交付する地域移行体験事業や、グループホーム・ケアホーム開設時の備品購入費等の助成事業の継続実施などにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。
61		いのちをつなぐネットワーク事業	市民が家族や地域から孤立し、様々な制度やサービスを受けられないまま死に至ることがないように、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、年齢や障害の有無、公的サービス・制度の必要性を問わず、全ての市民を対象とした、よりきめ細かな地域での見守り・支援のネットワークを構築します。

### 【3 - c】 地域の住まいの整備

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
62		療養介護	医療と常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
63		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
64		市営住宅定期募集 における住宅困窮 者募集制度	住宅困窮度の高い高齢者・障害のある人の生活基盤の安定を図るため、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い障害のある人等を対象に、優先入居を実施します。
65		民間住宅への「すこ やか住宅」の普及促 進及び「すこやか住 宅」の改造助成	「すこやか住宅」の普及を促進するため、相談体制の充実を図るとともに、市民向けセミナーの開催、情報誌の発行などを行います。 また、障害のある人等の自立支援や家族等介護者の負担を軽減するため、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改良するための経費の一部を助成します。
66		高齢者等住宅改良 資金(障害者用)利 子補給事業	重度障害のある人の住環境を改善するため、住居の増改築等を行うのに必要な経費の借入に伴う利子の一部を助成します。
67		粗大ごみ持ち出し サービス事業	高齢者、妊産婦、身体・知的・精神障害のある人等のみで構成された世帯を対象に、有料で収集作業員が屋内等から粗大ごみの持ち出しを行います。

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
68		居住サポート事業	保障人がいない等の理由により一般賃貸住宅(市営住宅を含む)を借りることが困難な障害のある人に対し、住宅に関わる相談に応じ、入居契約の支援や民間の家賃保障事業会社による連帯保障を行います。
59	再掲	【新規】地域相談支援事業	障害のある人が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進します。
60	再掲	施設入所者の地域生活への移行	障害のある人を対象に宿泊体験を実施する事業者に補助金を交付する地域移行体験事業や、グループホーム・ケアホーム開設時の備品購入費等の助成事業の継続実施などにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。
69	本掲	市政だより・市政テレビ・ホームページを利用した市政情報の発信	市政情報の発信において、障害のある方への配慮を行います。 ○市政だより(点字版・音声版) ○市政テレビ(手話解説・字幕) ○ホームページ(閲覧支援ソフト(音声読み上げ・文字サイズ変更等))
53	再掲	障害福祉施設整備	障害のある人の住まいの場や日中活動の場を確保するとともに、その機能の充実を図るため、市立障害福祉施設の修繕・改修及び備品購入などを行います。また、社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の建設や大規模改修を助成します。
70		グループホーム・ケアホーム	地域の中にある民間住宅等を活用して、グループホーム、ケアホームを整備し、必要な日常生活上の援助を行います。
71		福祉ホーム事業	障害のある人に低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるため福祉ホームを整備し、日常生活に必要な便宜の提供を行い、地域生活を支援します。
72		市立障害福祉施設の民間移譲	施設利用者に対して、よりきめ細かいサービスの提供を行うため、意欲、ノウハウ、資金力等を有する社会福祉法人等に対して、指定管理制度で運営している市立障害福祉施設の移譲を行います。

### 【3 - d】 専門的な保健、医療による支援

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
73		重度障害者医療費支給制度	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の人の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
74		介護実習・普及センターの運営	福祉用具及び住宅改良の展示、相談、情報収集・提供や福祉用具等に関するイベント等の開催、また、市民に対する介護実習や研修を実施します。
75		身体障害者福祉法第15条指定医師研修会	医師に対して障害者福祉行政の理解を得るとともに、身体障害のある人が接する機会が多い医療機関(主治医)を通じて、障害者福祉サービスの周知を図ります。
76		中途視覚障害者緊急生活訓練事業	中途視覚障害者に対して、将来の生活の方途を見出すために必要な助言及び自立生活に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を行います。また、中途視覚障害者に関わる支援者の育成を図ります。
77		視聴覚障害者生活教室開催事業	視覚障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行うとともに、情報を入手しにくい聴覚障害のある人に対して、社会生活上必要な知識を学ぶ機会や意見・情報等を交換する生涯学習の場を提供します。
78		障害者社会適応等訓練事業	<p>ストマ用装具の装着者の社会復帰を促進するため、装具の使用等について正しい知識を深めるとともに、社会生活に必要な基本的事項について相談に応じます。</p> <p>また、疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した人の社会復帰の促進を図るため、食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を行うとともに、発声訓練指導者を養成する講習会を開催し、発声法の理論や指導実習を行います。</p>
79		機能回復訓練事業	言語聴覚障害のある人の自立と社会参加を促進するために、言語聴覚訓練、社会参加適応訓練、専門的な情報の提供等を行います。また、難病の人等に対して福祉機器の相談、適合支援などを行います。
80	本掲	精神科緊急・救急医療体制整備事業	福岡県、福岡市、北九州市が共同で福岡県精神科救急医療システムを運営し、緊急かつ救急の患者へ病院を紹介する等、夜間・休日における精神科緊急・救急医療体制の整備及び適切な医療の確保を行います。
81	本掲	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	<p>市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯で、下記の①～③に該当する方(施設入所者は除く)に対し、タクシーの初乗運賃相当額を月4回(年間48回)まで助成します。</p> <p>① 身体障害者手帳が1級又は2級の人 (視覚障害、内部機能障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害)</p> <p>② 療育手帳がAの人</p> <p>③ 精神障害者保健福祉手帳が1級の人</p>

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
82		地域リハビリテーション支援体制の確立	高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。
83		かかりつけ医の普及・啓発	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」の普及・啓発を図ります。
84		かかりつけ歯科医の普及啓発	身近な地域で、日常的な歯科診療、健康相談や保健指導を行うとともに、必要に応じて、適切な歯科医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」の普及・啓発を図ります。
85		かかりつけ薬剤師等啓発事業	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、後発医薬品などについて周知するため「くすりのセミナー」を実施します。
86		各種検診	糖尿病等の生活習慣病やがんの予防や早期発見を推進するために、特定健診や各種がん検診、歯周疾患検診等を実施するとともに、健康診査の重要性の普及啓発に取組み、受診の促進を図ります。
87	本掲	障害者スポーツ振興事業	スポーツを通じて障害のある人の体力の維持、増進、機能回復等の向上を図るとともに、社会参加を促進するため、北九州市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣、各種スポーツ大会の開催や選手派遣への補助、及び巡回スポーツ・水泳教室などを行います。

### 【3 - e】 精神障害のある人への地域生活の支援

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
88		精神障害者就労支援施設等通所者交通費助成	精神障害者が施設や小規模共同作業所等へ通所する際にかかる交通機関利用時の運賃について、その実支出額(または定期券額)の半額を助成します。
43	再掲	自立支援医療(更生医療、精神通院医療)	身体障害のある人の身体上の障害を軽減、除去し、日常生活能力等の向上を図るため、指定する医療機関において受けた必要な手術や治療などの医療費等を助成します。(更生医療) また、精神障害のある人に対して、通院による医療費等を助成します。(精神通院医療)
89		精神障害者保健福祉対策事業	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき下記事業を実施します。 1. 措置入院者医療費等公費負担事業 2. 精神医療審査会や精神科病院実地指導等による精神科医療適正化事業 3. 精神保健福祉審議会の運営 4. 精神保健福祉相談等事業
80	再掲	精神科緊急・救急医療体制整備事業	福岡県、福岡市、北九州市が共同で福岡県精神科救急医療システムを運営し、緊急かつ救急の患者へ病院を紹介する等、夜間・休日における精神科緊急・救急医療体制の整備及び適切な医療の確保を行います。
6	再掲	精神保健福祉に関する教育研修	社会復帰施設、小規模共同作業所、病院など地域における支援者及び精神保健福祉業務に関わる行政職員を対象に、精神障害についての知識や対応方法などの研修を実施します。
90	本掲	障害者地域活動センターにおける障害者地域啓発事業	あらゆる障害のある人が、地域で安心して暮らすことができる社会を実現するため、障害者地域活動センターを拠点に啓発活動を実施します。
91	本掲	精神障害に関する啓発活動	精神保健福祉に関するパンフレット等を作成するとともに、フォーラムなどを開催し、広く市民に精神障害についての知識・情報を普及・啓発します。
92		薬物乱用対策事業	薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族に対する相談・支援体制の充実強化を図るとともに、多方面にわたる関係者との連携及び支援者の育成(研修開催)等により、再乱用防止を推進し、薬物依存・中毒者及びその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。



事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
93		自殺対策事業	<p>地域における自殺対策を推進するため、自殺対策基本法に基づき、市民に対し自殺対策について啓発を図るとともに、うつ病に関する知識の普及、メンタルヘルスケアに関する取り組み等を行います。</p> <p>また、市役所内外の関係部局・機関との連携等により、自殺対策の推進体制の強化を図るほか、自殺予防に必要な人材(ゲートキーパー)を育成します。</p>
94		ひきこもり地域支援センター事業	<p>「ひきこもり」の問題を抱えた当事者や家族を支援するための相談支援の場、居場所作り、「ひきこもり」に関する情報発信の拠点、関係機関の連携の拠点として、ひきこもり地域支援センターを運営します。</p>
95		【新規】夜間・休日精神医療相談事業	<p>夜間・休日の精神疾患急変時等に相談できる窓口を設置し、精神障害のある人や家族等の不安を軽減することで地域生活を支援します。</p>

### 【3 - f】 触法障害者への支援

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
96		触法障害者支援事業	障害のある人で犯罪を起こした人(触法障害者)は、刑務所等を出所しても、帰る場所や相談する家族もなく、また、窃盗などの犯罪を繰り返す現状があることから、NPO法人や福岡県と協力して、療育手帳の取得、施設入所、金銭管理などの日常生活訓練を行います。

## 施策の方向性：4 発達障害者等に対する取り組み

### 【4-a】 発達障害のある人、難病の人等に対する支援

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
7	再掲	【新規】 発達障害児者支援 機関ネットワークの 構築	発達障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う「(仮称)発達障害児者支援機関連絡調整会議」を定期的に開催し、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。
20	再掲	【拡充】 発達障害者総合支 援事業	発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」の開催などを行います。 また、「発達障害シンポジウム」の開催や、「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。
97		【拡充】 医療機関等啓発事 業	発達障害のある人が病気になって医療機関を受診した際に、認識不足からスムーズな診療行為が困難になる場合があることから、医療従事者に対し研修を実施します。また、発達障害の特徴や対応について記載した医療機関向けのリーフレットを作成します。 さらに、警察等に対して、発達障害に対する理解を深める研修の実施を検討します。
98		【拡充】 ソーシャルクラブの 実施	就労に結びつかない発達障害のある人たちに対し、社会的常識や人とうまく係っていくための方法を学ばせるため、少人数のグループ活動によるソーシャルスキルトレーニングを定期的実施し、就労に対する能力開発を支援します。
99		【新規】 発達障害支援者 リーダー養成研修	発達障害のある人の療育・教育のリーダーを養成するため、医者、発達障害関係職員、保護者、教師、保育士、保健師等を発達障害の専門機関である国立機関等に派遣し、そこで得た最新の療育・教育方法を市内の支援者に周知します。
54	再掲	【拡充】障害者(児) ホームヘルパース キルアップ研修事業	ホームヘルパー(有資格者)を対象に、障害のある人に適切な在宅介護サービスが提供されるよう各種障害特性に応じた講義や実技・演習などの研修を実施し、質の向上を図ります。
100	本掲	【新規】発達障害者 ボランティア等育成 事業	障害のある人全般の余暇に関し、美術・音楽やスポーツ、レクリエーションを行う団体・グループに対するサポーター等の人材育成や、ネットワークの構築などの支援を行います。
101		【拡充】 発達障害児(者)民 間活動支援事業	家族会等が実施する啓発活動や相談支援、余暇活動等に対し事業費の一部を補助します。

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
102		【新規】 ペアレントメンターの 養成	発達障害の子どもを持つ親を支援するため、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親をペアレントメンターとして養成し、発達障害のある子どもの子育てに悩む親たちの精神的な支えとなったり、適切な機関へつないだりする活動を行います。
103		【新規】 障害者暮らしの相談 ダイヤル 「(仮称)障害者 ほっ！とダイヤル」 の設置	(仮称)障害者総合相談支援センターにおいて、障害のある人や家族からの生活全般の相談を24時間受け付けます。
104	本掲	【新規】 発達障害者等職場 定着困難者支援事 業	職場定着が困難な障害のある人を支援するため、障害者しごとサポートセンターの体制強化などを行います。
105		発達障害等啓発事 業	外見から障害の有無を判断することが難しい障害のある人は周囲から理解されにくいいため、「発達障害とは何か」といった基本的なことについて啓発を行います。 また、子育てに関するさまざまなサービスや施設などの具体的な情報をまとめた「北九州市こそだて情報」への掲載を行います。
106		【拡充】 乳幼児健診におけ る問診項目の見直 し	乳幼児健診等における発達障害の早期発見のため、受診票の問診項目の見直しを行います。
18	再掲	乳幼児発達相談指 導事業 (わいわい子育て相 談)	発達障害を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援するため、心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士・保健師等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応します。 また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する「親子遊び教室」を実施します。
107		親子通園事業	直営保育所に親子通園クラスを設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行います。 また、直営保育所と保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの移行を支援します。

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
30	再掲	特別支援教育相談センターにおける相談事業	<p>特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○巡回相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等を訪問し、個別の教育支援計画の作成等について教職員に助言</li> <li>・必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携</li> </ul> </li> <li>○就学相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談</li> </ul> </li> <li>○教育相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談</li> </ul> </li> </ul>
29	再掲	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	<p>学校・園、特別支援教育相談センターでは、それぞれの機能を活かし、全市的な相談支援体制をつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園、小・中学校等は、校内支援体制(特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置)を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行います。</li> <li>○特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとして、関係機関と連携し、保育所・幼稚園、小・中学校等への支援を行います。</li> <li>○特別支援教育相談センターは、市内の相談支援機能や関係機関との連携を統括し、より専門的な支援を行います。</li> <li>○特別支援学校・北九州中央高等学園のセンター的機能における高等学校等への相談支援を行います。</li> </ul>
108		教職員の専門性の向上	<p>教職員の特別支援教育にかかわる専門性や指導力の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育コーディネーター養成研修(中級・上級)</li> <li>○ソーシャルスキルトレーニング事業</li> <li>○教育センター研修</li> </ul>
109		特別支援教育を推進する人の配置	<p>障害のある幼児児童生徒の適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育支援員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育補助(市費嘱託講師)</li> <li>・特別支援教育ヘルパー(スクールヘルパー)</li> <li>・特別支援教育介助員(嘱託職員)</li> <li>・特別支援学級補助(市費嘱託講師)</li> </ul> </li> <li>○学生ボランティア</li> <li>○医療・労働などの専門家</li> </ul>
31	再掲	特別支援学校のセンター的機能の整備	<p>拠点となる特別支援学校に、(仮称)特別支援相談室を置き、他の特別支援学校や関係機関と連携しながら、地域の小・中学校等への助言援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所・幼稚園、小・中学校等への支援</li> <li>○公開講座の開催</li> <li>○教育相談</li> <li>○関係機関との連携</li> </ul>

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
27	再掲	保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	保育所・幼稚園等と小学校・特別支援学校が、特別な支援が必要な児童についてのケース会議を持ち、就学に向けた入学児童の一人ひとりの引き継ぎ資料等を作成するなど、入学時の連絡体制・情報共有機能を強化します。
110		難病団体補助事業	難病対策施策の充実を図るため、難病団体連絡会に加盟している各難病団体が実施する難病患者等の日常生活支援を目的とした医療講演会や医療相談会の経費の補助を行います。
8	再掲	【拡充】ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行います。
111		難病患者等支援事業	難病患者の自立と社会参加を推進するため、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、関節リウマチなどの難病患者に対して、ホームヘルパーの派遣や日常生活用具の給付などを行います。
112		高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業	高次脳機能障害のある人の社会復帰促進を図るため、相談支援を行います。また、福岡県が主体となり配置している支援コーディネーターを中心に、関係機関と連携しながら、相談内容に応じた支援の検討や、受入れ事業所等への研修を実施します。

## 基本目標2：地域で自立して生活できる基盤整備

### 施策の方向性：5 自立生活のための地域基盤整備

#### 【5-a】 バリアフリーのまちづくり

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容
113		体育施設バリアフリー化推進事業 (現:スポーツ施設ユニバーサルデザイン化推進工事)	子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に安全安心にスポーツ施設を利用できるよう、計画的に既設トイレの洋式化や手すりの設置などを行い、施設のユニバーサルデザイン化に取り組みます。
114		バリアフリーのまちづくり	高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全・快適に道路を利用できるよう、主要駅周辺や区役所、総合病院などの利用者の多い施設周辺において、歩道の新設や拡幅、平坦化、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置などを重点的に実施し、バリアフリー化に取り組みます。
115		JR既存駅に対する昇降装置整備支援事業	バリアフリー新法の基本方針改正による新たな目標に基づき、1日当たり3,000人以上が利用している駅を対象に、平成32年度までにバリアフリー化整備を実施します。
116		安全・安心対策緊急総合支援事業(バリアフリー化) (市街地整備事業)	子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安心・快適に公園を使用できるよう、段差の解消や階段への手すりの設置等のバリアフリー化を行い、施設利用の利便性及び安全性を図ります。
117		超低床式乗合バスの導入促進	高齢者や障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性、安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の導入を促進します。
118		ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対し、障害福祉に関する啓発活動や「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」によるまちのバリアフリー点検など、さまざまなボランティア活動への参加に関する情報提供や調整等の支援を行うことにより、社会参加を促進します。

## 【5-b】 防災対策の推進

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
119		福祉施設等の安全対策	社会福祉施設の新築・増築時の建築確認申請に伴う事前相談や消防同意時における防火安全面の指導を実施します。 また、平成21年4月1日施行の法令改正にもとづき、小規模社会福祉施設の防火安全対策について、引き続き指導していきます。
120		緊急通報システムの充実	高齢者や重度身体障害のある人など緊急事態を自力で回避することができないと認められる人を対象に、通報システムや火災センサーなどを各家庭へ取り付け、24時間体制で緊急時の通報を消防指令センターで受信し、受信の内容により救急車等の出動や近隣の協力員に駆けつけを要請するなど、迅速な対応を行います。
121	本掲	北九州市障害者スポーツセンターの運営	障害のある人の健康を増進し、体力の向上、社会参加意欲を高める障害者スポーツの拠点として様々なニーズに対応した取組みを進めるとともに、芸術文化活動の場や避難所としての活用についても検討します。
122		地区安全担当制度事業のさらなる推進	安全・安心なまちづくりの実現を図るため、地区安全担当制度により、消防隊が地域住民と一体となって地域に密着したきめ細かい防災行政を推進します。
45	再掲	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与します。
123		災害時要援護者避難支援のための仕組みづくりの推進	風水害などの災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人など(災害時要援護者)への情報の伝達や、避難を支援する体制づくりを地域コミュニティ(市民防災会、福祉関係者)と行政の協働で推進します。 また、平時の見守りなどを通じた情報の更新などにより、災害時の的確な支援を推進します。



## 【6-a】 雇用促進による就労支援等

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
124		精神障害者就労支援ネットワーク事業	医療・保健・福祉・労働などの関係機関が連携し、就労支援と生活支援を一体的に提供するシステムの構築を推進するため、事例検討を含む各種会議や研修会を実施します。
125		障害者就労支援事業	「北九州障害者しごとサポートセンター」において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、指導、助言等を行うことにより、就職の促進及び職業の安定を図ります。 また、企業等の障害者雇用を推進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーを開催するとともに、啓発冊子を作成・配布します。 さらに、精神障害のある人の社会復帰や雇用促進に理解のある事業経営者（職親）に対し、実際の就労の場において、回復途上にある人の作業訓練を委託することにより、社会生活への適応を図ります。
126		福祉施設から一般就労への移行	障害のある人の地域生活移行を進めるために、就労移行支援事業などの推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。
104	再掲	【新規】 発達障害者等職場定着困難者支援事業	職場定着が困難な障害のある人を支援するため、障害者しごとサポートセンターの体制強化などを行います。
50	再掲	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型＝雇成型)
51	再掲	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(B型＝非雇成型)
127		障害者小規模共同作業所運営費補助	障害者の社会参加を促進するため、作業や生活訓練、余暇活動を行う場である小規模共同作業所に対して運営費の補助を行います。
128		地域活動支援センターの運営	障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行うため、地域活動支援センターに対して運営費の補助を行います。
129		障害者の自立支援ショップ運営補助事業	小規模作業所等の授産製品等を専門に販売する自立支援ショップ「一丁目の元氣」の安定した経営を支援するため、運営に対する助成等を行います。
130		障害者支援施設等からの物品の買い入れ等	地方自治法に基づく随意契約を活用するなど、本市における物品の購入や委託について障害者支援施設等への発注を促進することにより、障害者支援施設等における業務の受注確保を支援します。

## 基本目標3：人権の尊重・社会参加の促進

### 施策の方向性：7 障害のある人の人権の尊重と保障

#### 【7-a】 市民啓発の推進

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容
131		福祉・ボランティア教育用副読本の作成	小中学生が、地域社会の一員であることを理解し、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるように、教育委員会や関係団体等との協働により、福祉・ボランティア教育用副読本を作成し、配布します。
132		【拡充】人にやさしいまちづくりの推進	「バリアフリーウィーク」や「バリアフリースポーツの体験ひろば」などの啓発事業を通じて、誰もがお互いを尊重し、支え合い・助け合いを大切にする「心のバリアフリー」を広めることにより、“バリアのない”“バリアを感じない”“人にやさしいまちづくり”を推進します。 身体内部に障害のある人を表す「ハート・プラスマーク」や、手話を使わない中途失聴や難聴の障害のある人への理解を表した「耳マーク」、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴を啓発する「ほじょ犬マーク」などについて、行政機関や企業などへの普及を進めることにより、障害のある人への一層の理解促進を図ります。 また、ハート・プラスマークについて、市民の認識をさらに高めるとともに、障害のある人本人の利便を図るため、バッジやストラップ等を作成し、配布します。
133		【新規】こころのバリアフリー啓発事業	障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくすため、23年度に作成した人権啓発冊子を活用した積極的な啓発活動を行います。
134		高齢者等に対する消費者被害対策の推進	高齢者等が消費者被害にあわず、安心して生活できるよう啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者等を見守っている人に対して啓発講座を行います。また、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者等の被害の未然防止につなげます。
69	再掲	市政だより・市政テレビ・ホームページを利用した市政情報の発信	市政情報の発信において、障害のある方への配慮を行います。 ○市政だより(点字版・音声版) ○市政テレビ(手話解説・字幕) ○ホームページ(閲覧支援ソフト(音声読み上げ・文字サイズ変更等))
135		特別支援教育の理解啓発	保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解・啓発を行います。 ○理解啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実 ○特別支援教育講演会(教育センター) ○公開講座(特別支援学校のセンター的機能) ○生き生きバリアフリー

## 【7-b】 権利擁護の推進

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容
136		北九州市精神医療審査会	精神医療審査会において、医療保護入院の届出、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告ならびに精神科病院に入院中の人、またはその保護者等から行われた退院請求または処遇改善請求に関する審査を行います。
10	再掲	北九州市障害者自立支援協議会の運営	地域の関係機関によるネットワークの構築や解決が困難な事例への対応のあり方等に関して、行政と民間が協議や連携を進めるための場である「北九州市障害者自立支援協議会」の運営を行います。
137		【新規】 障害者虐待防止の体制整備の推進	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月24日に公布され、平成24年10月から施行されます。 この法律の円滑な施行を図るため、障害者虐待防止の体制整備を図ります。
138		法律相談及び成年後見制度利用支援事業	様々な法律上の問題を総合的に対応するため、障害者及びその家族を対象に、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、区役所において無料の法律相談を実施します。 また、成年後見制度を利用することにより、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。 ① 高齢者・障害者あんしん法律相談事業 ② 成年後見制度利用支援事業
139		地域福祉権利擁護事業	判断能力が衰えてきた高齢者や障害のある人等に対し、支援員が福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービス等を提供します。
140		市民後見促進事業	第三者後見人の不足に備え、親族に後見人を期待できない一人暮らしの高齢者や障害のある人などが成年後見制度を利用できるように、社会貢献型「市民後見人」を養成します。 また、養成した市民後見人を「権利擁護・市民後見センター(らいと)」に登録することによって法人後見を提供する仕組みを作ります。

【8-a】 外出支援の充実

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
141		リフトバス運行事業	障害のある人の活動・外出を支援し、社会参加を促進するため、概ね10人以上の障害のある人のグループが行う研修やレクリエーション等の活動に対し、リフトバスの運行を行います。
142		福祉有償運送運営協議会	北九州市福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送の実施を希望する特定非営利法人等がその事業を行うことの必要性等についての協議や登録団体の事業運営状況報告などを行います。
143		【拡充】身体障害者用自動車改造費助成事業	上肢、下肢又は体幹機能に障害のある人で、就業等のため自ら所有する自動車の一部を改造する必要がある場合に、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費を助成します。 (対象:身体障害者手帳1、2級の人 助成上限額:10万円)
144		障害者自動車運転免許取得助成事業	満18歳以上の身体障害者手帳(4級以上)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人を対象に、自動車教習所で教習に要した経費の2/3(上限10万円)を助成します。
145		移動支援事業	屋外での移動に困難がある重度障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。
81	再掲	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯で、下記の①～③に該当する方(施設入所者は除く)に対し、タクシーの初乗運賃相当額を月4回(年間48回)まで助成します。 ① 身体障害者手帳が1級又は2級の人 (視覚障害、内部機能障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害) ② 療育手帳がAの人 ③ 精神障害者保健福祉手帳が1級の人
146		補助犬啓発事業	補助犬に対する理解を促進するため、啓発に努めます。 身体障害者補助犬法の規定により、補助犬使用者又は受け入れ側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行います。 また、市内での新たな補助犬の貸与などに対し、補助金の交付等の支援を行います。
147		【新規】ふくおか・まごころ駐車場推進事業	福岡県のパーキングパーミット制度である「ふくおか・まごころ駐車場」制度について、本市における円滑な推進を図るため、各区役所において交付申請を受け付けるとともに、市の広報誌への掲載等により制度の周知・啓発を図ります。
148		福祉優待乗車証の発行	身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかを持つ北九州市民に対して、北九州市営バスの運賃が無料となる福祉優待乗車証を発行します。

## 【8-b】 スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等の推進

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
149		障害者社会参加推進センターの運営	障害のある人の地域における自立と社会参加を推進するため、障害者社会参加推進センターにおいて、パソコン講座の開催や、各種の情報収集及び提供を行うことにより、障害者自らによる社会参加を効果的に推進します。
150		障害者芸術・文化活動等推進事業	障害のある人の芸術・文化活動を推進するため、障害者福祉会館等における芸術・文化に関する講座の開催や、芸術・文化活動に対する共催・後援活動に関する情報提供などの支援を行います。 また、広く活動の成果を発表する機会を提供するため、「北九州市障害者芸術祭」を継続して開催するとともに、作品を随時展示できる場所の確保に努めます。
100	再掲	【新規】発達障害者ボランティア等育成事業	障害のある人全般の余暇に関し、美術・音楽やスポーツ、レクリエーションを行う団体・グループに対するサポーター等の人材育成や、ネットワークの構築などの支援を行います。
122	再掲	北九州市障害者スポーツセンターの運営	障害のある人の健康を増進し、体力の向上、社会参加意欲を高める障害者スポーツの拠点として様々なニーズに対応した取組みを進めるとともに、芸術文化活動の場や避難所としての活用についても検討します。
151		障害者学習活動支援事業	在宅障害者の自立の援助や生きがいを高めることを目的として、東部及び西部障害者福祉会館において、料理教室や文化活動、創作活動、及び社会適応訓練などの講習会を行います。
152		障害者生活活動等促進事業	身体障害のある人の生活活動を促進するため、その住みよい環境づくりを推進するとともに、日常生活に役立つ各種の情報資料の提供等を行います。 また、身体障害のある人がお互いの連帯を深め、市民の理解と協力を深めながら、自立意欲の増進を図る団体等の活動に対し、身体障害者福祉協会を通じて助成を行います。
87	再掲	障害者スポーツ振興事業	スポーツを通じて障害のある人の体力の維持、増進、機能回復等の向上を図るとともに、社会参加を促進するため、北九州市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣、各種スポーツ大会の開催や選手派遣への補助、及び巡回スポーツ・水泳教室などを行います。
153		小学生ふうせんバレーボール大会	障害のある小学生と無い小学生とが同じチームを作り、共に競技する「小学生ふうせんバレーボール大会」を開催し、障害のある子どもの社会参加を促進するとともに、障害のある人への市民の理解と認識を深めます。
154		北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会の開催	世界各地域からの招待チームによる「北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会」及び、全国10ブロックから選抜された代表チームによる「全日本ブロック選抜車椅子バスケットボール選手権大会」を開催します。

## 【8-c】 障害者当事者の活動、ボランティア活動の促進

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
8	再掲	【拡充】ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行います。
90	再掲	障害者地域活動センターにおける障害者地域啓発事業	あらゆる障害のある人が、地域で安心して暮らすことができる社会を実現するため、障害者地域活動センターを拠点に啓発活動を実施します。
91	再掲	精神障害に関する啓発活動	精神保健福祉に関するパンフレット等を作成するとともに、フォーラムなどを開催し、広く市民に精神障害についての知識・情報を普及・啓発します。
155		NPO活動・ボランティア活動の推進	障害のある人に対し、障害福祉に関する啓発や「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」によるまちのバリアフリー点検など、さまざまなボランティア活動への参加について、状況提供や調整等の支援を行うことにより、社会参加を促進します。 また、NPO・ボランティア活動に関する相談受付や情報提供を通して、活動参加のきっかけづくりや交流機会の提供を行います。
156		精神保健福祉ボランティア養成講座	精神障害者が社会参加しやすい地域づくりを推進するため、講義や医療機関・作業所への実習などを通じて、精神保健福祉ボランティアを養成します。
157	本掲	奉仕員等養成・派遣事業	視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する奉仕員等(手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員)の養成及び派遣を行います。
100	再掲	【新規】発達障害者ボランティア等育成事業	障害のある人全般の余暇に関し、美術・音楽やスポーツ、レクリエーションを行う団体・グループに対するサポーター等の人材育成や、ネットワークの構築などの支援を行います。

## 【8-d】 情報提供とコミュニケーション支援の充実

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容
158		情報・コミュニケーション支援事業	<p>日常生活においてコミュニケーション支援が必要な障害のある人の社会参加や自立を促進するため、情報通信技術を活用し、障害特性に応じた支援を行います。</p> <p>○ 障害福祉情報センター 様々なハンディによって、情報を得る機会が制限される障害のある人やその家族に対し、行政や民間において発信されるイベント情報や保健福祉情報等を収集して情報の一元化を図り、ホームページ等による情報提供を行います。</p> <p>○ 障害者パソコンサポーター養成・派遣事業 障害のある人の福祉に理解と熱意を有する人を対象に、パソコンやその周辺機器の使用に関する支援方法の講座などを開催し、障害者パソコンサポーターとして養成します。また、支援を必要とする障害のある人に対し、その求めに応じてパソコンサポーターを派遣します。</p> <p>○ 音声コードの普及 印刷物や公文書などに、文字情報を含んだ二次元コードを印刷し、専用の読み取り装置により、音声で情報を読み上げる「音声コード」の普及を図ることにより、視覚障害者の情報環境の改善に努めます。</p> <p>○ 磁気ループの普及 補聴器を使用している、聴覚に障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人に対し、聴こえづらさによる社会参加への不安を取り除くため、講演会や教室などの実施にあたり、補聴器の聴こえをよくする磁気ループの使用促進を図ります。</p>
159		視聴覚障害者情報提供施設運営事業	<p>点字刊行物及び盲人用録音物の貸出及び閲覧事業、点訳・朗読奉仕員の派遣事業、聴覚障害者用字幕入りビデオカセットの製作及び貸出事業、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業などを通じて、視覚障害や聴覚障害のある人の福祉の増進を図ります。</p>
160		盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・派遣事業	<p>盲ろう者支援に関する講義や実技を行う講座を開催して、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを養成します。また、盲ろう者に対して、通訳・ガイドヘルパーを派遣し、日常生活上最も困難としているコミュニケーション及び外出に対しての支援を行います。</p>
157	再掲	奉仕員等養成・派遣事業	<p>視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する奉仕員等(手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員)の養成及び派遣を行います。</p>
161		【新規】 重度障害者入院時 コミュニケーション支援事業	<p>意思疎通を図ることが困難な重度障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を医療機関に派遣し、重度障害のある人と医療従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為を受けることができるように支援します。</p>